長野県総務事務課労働者派遣業務契約書(案)

　派遣先　長野県（以下「県」という。）と派遣元事業主　　　　　　（以下「派遣元」という。）は、派遣元の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）」に基づき県に派遣するに当たり、次の条項により、派遣業務に関する契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、県が行う業務を補助するために、派遣元がこの契約及び労働者派遣法に基づき、派

　遣労働者を県に派遣し、県は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

（総則）

第２条　県及び派遣元両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　派遣元は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（派遣業務）

第３条　業務の名称、内容、履行場所（勤務場所）は、次のとおりとする。

　(1)　業務の名称　長野県総務事務課労働者派遣業務

　(2)　業務の内容　別添「長野県総務事務課労働者派遣業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）

　　　　　　　　　 に定めるとおり

 (3)　履行場所（勤務場所）　長野県長野市大字南長野字幅下692番地２　長野県庁　西庁舎１階

 長野県総務部総務事務課

（期間）

第４条　契約期間及び派遣期間は、次のとおりとする。

 (1)　契約期間　契約締結の日から令和７年1月31日まで

 (2)　派遣期間　令和４年２月１日から令和７年1月31日まで

（勤務日等）

第５条　勤務日及び休日は次のとおりとする。

 (1)　勤務日　毎週月曜日から金曜日まで

 (2)　休日　　土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及

 び年末年始（12月29日から１月３日まで）の日

 (3)　その他　県は、やむを得ない場合には、派遣元と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内に

 おいて休日勤務を命じることができる。

（勤務時間等）

第６条　勤務時間及び休憩時間は次のとおりとする。

 (1)　勤務時間　午前８時30分から午後５時15分まで

 勤務時間は原則として、「長野県職員服務規程」に規定する勤務時間又は休憩時間と

し、規定の変更があった場合には、変更後の「長野県職員服務規程」に規定する勤務時

間又は休憩時間とする。

 (2)　休憩時間　午後０時から午後１時まで

 (3)　その他　　県は、派遣元と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内において、時間外労働を命

じることができる。

 ※時間外労働とは、１日の実働時間７時間45分を超過した労働をいう。

（契約金額）

第７条　契約金額は次のとおりとする。

 (1)　通年スタッフ（県職員へのサポート（OAインストラクション）業務）

 派遣労働者１人１時間当たり金　　　　　×110／100円とする。

 （うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　×10／100円）

 (2)　繁忙期スタッフ（手当審査業務、旅費等確認業務及び繁忙期の県職員へのサポート（OAインストラクション業務）

 派遣労働者１人１時間当たり金　　　　　×110／100円とする。

 （うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　×10／100円）

　(3)　通勤費交通費については県及び派遣元が協議の上定める。

（契約保証金）

第８条　契約保証金は金　　　　　　　　円とする。

２　派遣元は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として、県に納付しなければならない。

〈契約保証金を免除する場合〉

第８条　契約保証金は金　　　　　　　　円とし、その納付は免除する。

２　派遣元は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として、県に納付しなければならない。

（派遣元の履行義務等）

第９条　派遣元は、県に対して、仕様書に定める要件及び条件のほか、この契約書に定めるところに従

い、派遣業務を提供しなければならない。また、県及び派遣元は協議の上仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って実施しなければならない。

２　派遣元は、前項に定めのない事項については、県の指示を受け派遣業務を実施しなければならない。

３　派遣元は、派遣業務を開始したときは、その旨を県に届出なければならない。

４　派遣元は、県から請求があったときは、業務の進捗状況について県に報告しなければならない。

（派遣業の許可又は届出の明示）

第10条　派遣元は、本契約を締結するにあたって、あらかじめ県に対して労働者派遣法第５条第１項 の

規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

２　派遣元は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、この契約期間中に、労働者派遣法

第10条第１項に規定する有効期間が満了し、その更新を受けたときは、これを明示しなければならな

い。

（責任者）

第11条　県及び派遣元は、自己の雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、それぞれ派

遣先責任者、派遣元責任者を選定し、派遣労働者からの申出を受けた苦情処理、県及び派遣元間の連絡

調整その他労働者派遣法第36条及び第41条に規定する事項を行わせるものとする。

（指揮命令者）

第12条　県は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の業務のために使用し、仕様書に定める就業条件を

 守って派遣業務に従事させることとし、自己の雇用する労働者の中から就業場所ごとに指揮命令者を選

 任しなければならない。

２　指揮命令者は、派遣業務の処理について、仕様書に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契

 約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理で

 きるよう、派遣業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

３　指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも県の職場維持・規律の保持・秘密及び個人情報等の漏洩防

 止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

（派遣労働者）

第13条　派遣元は、この契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条各号に掲

げる事項を県に通知しなければならない。

２　県は、派遣労働者が仕様書に定める条件を満たさないと判断する場合は、その事由を明示して、派遣

元に派遣労働者の交替を要求できる。

（管理台帳の作成）

第14条　県は、労働者派遣法第42条第１項に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

２　派遣元は、労働者派遣法第37条第１項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

（派遣料）

第15条　１日の実労働時間が７時間45分を超える勤務については、時間外派遣とし、労働者１人１時間

 当たりの金額は、契約金額の25％増の額（１円未満の端数については切り捨てる。）とする。

２　前項の時間外派遣が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合の労働者１人１時間当たりの

 金額は、前項の規定にかかわらず契約金額の50％増の額（１円未満の端数については切り捨てる。）と

 する。

３　仕様書に記載された休日における勤務における労働者１人１時間当たりの金額は、契約金額の35％

 増（１円未満の端数については切り捨てる。）とする。

４　前項の休日における勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合の労働者１人１時間当

 たりの金額は、前項の規定にかかわらず契約金額の60％増の額（１円未満の端数については切り捨て

 る。）とする。

５　派遣料金の計算期間は、月の初日からその月の末日までの１か月とし、各月における派遣労働者の実

 労働時間に契約金額（時間外派遣又は休日における勤務があった場合における当該時間外派遣等に係る

 契約金額にあっては、それぞれ前各項で算定した金額）を乗じて得た金額を月額派遣料とする。なお、

 各日の派遣労働者の実労働時間は、５分単位（端数については切り捨てる。）で算出する。

６　前項の規定による月額派遣料の他、出張旅費その他派遣業務遂行上特にやむを得ないと県が認めた経

 費については、加算することができる。

（各会計年度の派遣料上限額）

第16条　本契約における各会計年度の派遣料の上限額は次の金額に通勤費（実費）を加えた額とする。

 令和３年度　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

 令和４年度　　　　　　　　　　　円（同上）

 令和５年度　　　　　　　　　　　円（同上）

　　 令和６年度　　　　　　　　　　　円（同上）

２　県は、予算上の都合その他必要があると認めるときは、前項の上限額を変更することができる。

（適正な就業の確保）

第17条　派遣元は、県が派遣労働者に対し、仕様書に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の

法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等を

とるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行い、県の指揮命令等に

 従って職場の秩序・規律・秘密を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導するものと

　する。

２　派遣元は、労働保険及び社会保険の適用手続を適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要が

ある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うものとし、その経費負担は派遣元が負う

ものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について、労働者派遣を行う場合であって、当該労働

者派遣の開始後速やかに、派遣元の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合に

は、この限りでない。

３　派遣元は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、派遣業務に支障のない範囲において派遣

労働者に有給休暇を取らせるものとし、その経費負担は派遣元が負うものとする。派遣元は、派遣労働

者から有給休暇の申請があった場合には、原則として、県へ事前に通知するものとする。

４　県は、前項の規定により派遣労働者が有給休暇を取得する場合又は欠勤等で勤務を行うことができな

 い場合には、派遣元に対してその期間中に代理の派遣労働者の派遣を要請することができるものとし、派遣元は、県から代理の派遣労働者の派遣要請があった場合には、その要請に応じなければならない。また、代理の派遣労働者に対する契約金額等の諸条件は、この契約に準じるものとする。

５　県は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びに本契約及び個別契約に定める就業条件を守っ

 て派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシ

 ャルハラスメントの防止等に配慮するものとする。

６　県の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、労働者派遣契約に定める県の就業に関する指

 揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらか

 じめ明示しておくよう努めるものとする。

７　県は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を県の業務に支障のない範囲において、派遣労働者

 に使用させることができる。

８　県は、派遣労働者が行う業務について、安全・衛生に細心の注意を払うものとする。

９　県は、派遣労働者の福祉増進のため県の職員が利用している休憩室、更衣室等の利用について配慮す

 るものとする。

（派遣業務指揮）

第18条　派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、県が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

（報告等）

第19条　派遣元は、派遣労働者が毎勤務日終了後に勤務報告書を作成し、その内容について指揮命令者の

確認を受けるよう、派遣労働者に対して指導を徹底する。

２　派遣元は、派遣労働者が各月末日の勤務終了後、県に出勤日数の月計等の報告をすること。

３　第１項又は第２項に規定する毎勤務日終了後の勤務報告書及び各月末日の出勤日数の月計等の報告

 は、書面又は電子文書によるものとする。

（検査）

第20条　県は、前条第２項の規定による報告があったときは、当該報告を受理した日から10日以内に検

 査を実施し、その結果を派遣元に通知するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第21条　派遣元は、県の事前の承認なくして、この契約上の地位を第三者に承継させ、あるいはこの契約

から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはな

らない。

（公益通報者の保護）

第22条　県及び派遣元は、派遣労働者が公益通報者保護法に基づき公益通報対象事実等を通報したことを

理由として、県において派遣労働者の交替を求めること、その他不利益な取扱いをしてはならず、派遣

元においては派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（再委託の禁止）

第23条　派遣元は、この派遣業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（二重派遣及び雇用の禁止）

第24条　派遣元は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた労働者を県に再派遣してはならない。

２　県は、派遣元から派遣を受けた労働者を第三者に再派遣してはならない。

３　県は、本契約期間中は派遣元の派遣労働者を雇用してはならない。

（事故等の報告）

第25条　派遣元は、派遣業務の提供に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必

要な応急措置を講じるとともに、直ちにその旨を県に報告し、その指示を受けなければならない。

２　派遣元は、第１項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を県に

提出しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第26条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は

 派遣元が負担する。ただし、その損害が県の責に帰する理由による場合において、その損害のために生

じた経費は県が負担するものとし、その額は県及び派遣元が協議して定める。

（派遣業務の変更等）

第27条　県は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができ

 る。この場合において、当該変更等の内容がこの契約に定める契約金額、履行期限その他の契約条件に

 影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

２　前項の規定による変更等によって派遣元が損害を受けたときは、派遣元は県に対し、当該変更等のさ

れた派遣業務の内容に係る派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠

償額は、県及び派遣元が協議して定めるものとする。

（派遣料の支払等）

第28条　派遣元は、第20条の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求するものとする。 この場

合、請求金額に１円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

２　県は、派遣元から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（事情変更による契約金額の変更）

第29条　契約期間内に消費税率及び地方消費税率が引き上げられた際は、契約金額を変更する。

２　契約期間内に経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、契約金額又は契約書及び仕様書に記載する諸条件が不適当となったと認められるに至ったときは、法令の制定又は改廃によるときは派遣元の負担増となった部分について、それ以外の事情変更によるときは合理的に正当化される範囲で、県及び派遣元が協議の上、契約金額を変更することができる。

（業務障害）

第30条　派遣元は、交通機関のストライキ、天災、第三者による妨害、停電等により、この契約の履行に

障害の恐れが生じた時又はその恐れがある時は、直ちに県と協議するものとする。

（権利の帰属）

第31条　この契約に基づき派遣労働者が派遣期間中に得た成果についての一切の権利は、県に帰属する

 ものとする。

（苦情の処理）

第32条　県及び派遣元は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者（以下「苦情申出受付担当者」と

いう。）を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理方法、県及び派遣元間の連絡体制等を定め相

互に通知する。

２　派遣元・派遣先における苦情申出受付担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元・派遣先

 の各責任者へ連絡することとし、当該責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適

 切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

３　派遣元・派遣先は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知

 するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

（派遣元による労働者派遣の停止）

第33条　派遣元は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合にお

いて、派遣元は県に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及び停止する期間を通知するものとする。

 (1)　県が派遣料の支払いを遅滞したとき。

 (2)　県が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。

 (3)　前２号に定めるもののほか、県の責に帰すべき事由により派遣元の派遣業務に著しい支障を来し、

又はそのおそれがあるとき。

２　県は、第１項の規定による労働者派遣の停止を理由として、派遣元に対して派遣料の支払いを拒み、

又は損害賠償の請求をすることはできない。

（県の契約解除権）

第34条　県は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

 (1)　派遣元が、着手期間を過ぎても正当な理由がなく派遣業務に着手しないとき。

 (2)　派遣元が、派遣業務を履行できないとき又は明らかに派遣業務の履行をできないと認められると

き。

 (3)　派遣元又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

 (4)　派遣元又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、県の検査の実施に当たり、検査を行

う者の指示に従わないとき又はその職務を妨害したとき。

 (5)　派遣労働者が次の事項に該当する事実があることにより、県の業務に支障が生じたとき。

 ア 不正な行為があったとき。

 イ 正当な理由なく作業が著しく遅延するとき又は作業に着手しないとき。

 ウ 正当な理由なく県の指示に従わないとき。

 エ 作業状況に著しく誠意を欠くと認められるとき。

 (6)　派遣元が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団

等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から県が受けた場合。

 (7)　前各号に定めるもののほか、派遣元がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達するこ

とができないと認められるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第35条　県は、派遣元（派遣元が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）が

この契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

 (1) 公正取引委員会が、派遣元に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命

じ当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が

確定したとき。

 (2) 派遣元（派遣元が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45

号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第35条の２　派遣元は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅

滞なく県に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（債務不履行の損害賠償）

第36条　県は、その責に帰すべき事由により、第28条第２項に規定する期間内に派遣料を支払わないと

 きは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、派遣料に対し年2.5％の割合で計算した額の

 遅延利息を派遣元に支払わなければならない。

２　派遣元は、第34条から第35条までの規定により契約が解除されたときは、第８条第１項に規定する

契約保証金の額に相当する額を違約金として県に支払わなければならない。

３　派遣元は、前項の場合において、県が受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても県に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第37条　派遣元は、第35条の各号のいずれかに該当するときは、県が契約を解除するか否かを問わず、

契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として県の指定する期間内に支払わなければならない。派遣業

務終了後も同様とする。ただし、同条第１号の場合において、命令の対象となる行為が独占禁止法第２

条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する

不当廉売であるときその他県が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、県に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、県が

 その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（派遣元の契約解除権）

第38条　派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

 (1)　第27条第１項の規定により派遣業務の内容の変更等をしたため、派遣業務の中止期間が契約期間

 の２分の１以上に達したとき。

 (2)　県が契約に違反し、その違反によって派遣業務を完了することが不可能となったとき。

２　前項の規定による契約の解除によって派遣元が損害を受けたときは、派遣元は県に対し、当該解除の

時点で残存する派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、県

派遣元協議して定めるものとする。

（派遣契約の中途解除、派遣就業期間の短縮の特例）

第39条　県は、県のやむを得ない事情により個別契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場

 合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

２　県は、前項に規定する場合において派遣労働者の新たな就業機会の確保ができないときは、契約の解

 除を行おうとする日の少なくとも30日前に、派遣元にその旨を予告しなければならない。

３　県は、前項の契約解除の予告日から契約解除を行おうとするまでの期間が30日に満たない場合には、

 少なくとも契約解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告日までの期間の日数分の派遣労働者

 の賃金に相当する額について損害の賠償を行わなければならない。ただし、派遣元の同意を得て解除し

た場合は、この限りでない。

４　県の解除が信義則違反その他県の責に帰すべき事由による場合には、前項の規定にかかわらず、県は

 当該派遣契約が解除された日の翌日以降の残余期間の派遣料金に相当する額についても賠償しなけれ

 ばならない。

５　県は、契約の解除を行う場合にあって、派遣元から請求があったときは、契約の解除を行う理由を派

遣元に対して明らかにしなければならない。

（解除に伴う措置）

第40条　第34条、第35条、第38条及び第39条の規定により契約が解除された場合において、検査に

　合格した履行部分があるときは、県は、当該履行完了部分に対する派遣料を支払わなければならない。

（機密保持）

第41条　派遣元及び派遣元の使用人は、派遣業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他

の目的に使用し又は第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

 (1)　第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第

 三者の書面による承諾を得た情報

 (2)　県又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

 (3)　公知のもの又は県若しくは第三者から得た後に自己の責によらないで公知となった情報

３　派遣元及び派遣元の使用人は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個

人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

４　県は、派遣元又は派遣元の使用人が第１項の規定に違反した場合は、派遣元から契約金額（単価）に

予定時間数を乗じて得た金額の100分の５に相当する違約金を徴収する。

５　前項の場合において、県に違約金を超える金額の損害がある場合は、派遣元は、当該金額から違約金

を控除した額を県に賠償しなければならない。

６　派遣元又は派遣元の使用人が第１項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、

派遣元は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、県が第４項の規定により違約金を

徴収することを妨げない。

７　前各項の規定は、この契約の終了又は解除後も効力を有する。

（契約終了時の派遣業務引継、移行支援等）

第42条　契約の全部若しくは一部を解除し又は契約期間が終了した場合には、派遣元は当該派遣業務を県

が継続して遂行できるように必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければなら

い。

２　前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容については、県及び派遣元が協議の上定める。

（代表者等の変更の通知）

第43条　県及び派遣元は、その代表者又は住所を変更した時は、速やかに相手方に通知しなければならな

い。

（契約の費用）

第44条　この契約の締結に要する費用は、派遣元の負担とする。

（契約外の事項）

第45条　この契約書に定めのない事項については、その都度県及び派遣元が協議のうえ、定めるものとする。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、当該者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

 県 　　　長野市大字南長野字幅下６９２番地２

 長野県知事　　阿　部　　守　一

 　 派遣元

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　派遣労働者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

　律（平成25年法律27号）第２条第8項に規定する特定個人情報を含む個人に関する情報であって、特

　定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務を実

　施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければ

　ならない。

（秘密の保持）

第２　派遣労働者は、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この業務が終

　了し、又は解除された後においても、同様とする。

（持ち出しの禁止）

第３　派遣労働者は、個人情報が記載された資料等を指揮命令者の許可なく勤務場所以外に持ち出しては

　ならない。

（複写又は複製の禁止）

第４　派遣労働者は、個人情報が記載された資料等を指揮命令者の許可なく複写又は複製してはならない。

（滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第５　派遣労働者は、個人情報が記載された資料等を滅失、改ざん及び損傷してはならない。

（目的外使用の禁止）

第６　派遣労働者は、個人情報が記載された資料等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならな

　い。

（収集の禁止）

第７　派遣元は、派遣労働者が業務に関して知ることのできた個人情報を収集してはならない。

（派遣労働者への指導）

第８　派遣元は、派遣労働者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知ることのできた個人情報

を他に漏らしてはならないことなどについて、個人情報の保護に関して必要かつ適切な指導を行わなけれ

ばならない。

（指示等）

第９　県は、派遣労働者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、派遣元に対して必

要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第10　派遣元は、個人情報の取扱いについて違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったと

　きは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。